昭和53年10月14日　第3種郵便物認可　平成21年8月15日発行第392号　毎月1回15日発行

行政とちぎ

8
2009

ひまわり（野木町）

No.392

Index

1　貢献
2　業務特集（遺産分割協議書の作成）
6　栃木県行政書士会カレンダー
　　他会の動きダイジェスト
7　日行連だより
　　表札頒布についてのお知らせ
8　おじゃましま～す！

特集：行政書士相談センター開設

11　平成21年度行政書士試験要項
12　行政書士試験監督員募集
13　支局かわら版
14　木もれび
15　平成21年度研修会日程表
18　会員の動き

栃木県行政書士会　http://www.gt9.or.jp/gyosei

貢　献

副会長　宮沢　昭夫

貢献の文字は、貢ぐという文字と、たてまつるという意味の献上の献で成り立っている。つまり、どちらも尽くすという意味で、即ち、見返りを求めない奉仕のこころということである。

人生を終えた後に残るものは私たちがかき集めたものではなく、私たちが与えたものであるという言葉があるが、人生も長くなり我が人生の終焉も見据え始めるようになると、この言葉の重みをひしひしと感じるようになる。果たして、自分はどれだけ人に与えることができてきたのだろうか。

自分の歴史を振り返ってみる。

４５歳で市議になり、累計５期２０年を務めた。その間、一貫して行政改革に取り組んできた。特に市民に開かれた行政･議会を実現するための活動は、議員を辞めた現在でも活動を続けている。市民オンブズマンとしては、政務調査費問題に長年取り組んでおり、著書も出版し、視察を受けたり、コメンテーターとして招かれたり、現在でも積極的に取り組んでいる。その他にも、ごみ減量化問題や休日・夜間議会の提案など、様々なことに取り組んできた。そして今も取り組んでいる。

地域活動においても、地区コミュニティ推進協議会文化部長として、文化祭や新春講演会などの事業を継続的に推進してきた。また、長年１５年も副区長を務め、現在では区長を務め、住民自治である自治会の民主化に尽力してきた。そして今も、地域自治会を行政区としている矢板市の区長制度をなくして、真の住民自治たる「自治会」にするよう活動を続けている。

果たして、それらはきっと間違いなく社会貢献であり、羅列だけなら幾らでもできるしキリがない。しかし、振り返ってみて、そこに、私は社会にこれだけ貢献しました、こんなに貢献しました、と胸を張る気にはなれない。

それは、決して何もできなかったからとは違い、それなりに実績も残し、少なからず自負する部分もあるにはある。しかしそれでも、いつでも、まだ、できてないという気持ちの方が強い気がする。

数年前イレーナ・センドラーさんという方がお亡くなりになった。この方は、第二次大戦中、ユダヤ人の子供たち約２５００人を救った方だそうだ。シンドラーズリストのシンドラーさんみたいな方である。この女性はノーベル平和賞候補にもなられたそうだが、その時のインタビューで、「私が英雄と呼ばれることには抵抗がある。実はその逆だ。私はほんの一握りの子供しか救えなかったことに、今も良心の呵責を感じ続けているのです」と語ったそうだ。

歳を取るほどに感謝すべきことが多く感じられるし、また逆に償いの気持ちも増していく。恐らく貢献とは､感謝の気持ち、恩返しの気持ちと、反省の気持ち、償いの気持ちとで成り立っているのではないかと思う。

私たち人間は、一人では生きられない生き物だ。社会を構成してその中で生きていく。故に利他主義なる生き方が必要とされる側面が生まれるのであろうし、支えあって生きていかなくてはならない。つまり、利己主義では決して幸せにはなれないし、逆に利他主義であってこそ幸せになれるのだ。

故ダイアナ妃は、晩年ボランティア活動に熱心だった。それは彼女の心の淋しさがそちらへと向かわせたようだ。世界中の病気を抱えた子供たちや、貧しくて学校に行けない子供たち、それぞれ色んな問題を抱えた子供たちに献身的に尽くした。しかし、彼女は｢私は彼らに尽くすことによって逆に癒され、そして多くのものを与えられているのだ｣と語った。

私は、妻の母を妻と一緒に長い間在宅介護して、数年前に看取った。そこには、当然、微塵も見返りの気持ちはなかった。介護は大変でもあったが、楽しくもあった。最近の若者の中にはＮＰＯを立ち上げたり、社会貢献型起業が増えているそうだ。皆、それぞれ、それぞれの立場でできることがあるものだ。行政書士としてクライアントの役に立つ、貢献できることも勿論あるし、広く社会に貢献できることもあるだろう。

行政書士の仕事は単なる事務代行ではなく、様々な橋渡しであると思う。そして、人はそれぞれ立場が違い、それ故に衝突したり、なかなか分かりあえないこともあり、そういう現場に出会うこともあるだろう。しかし、お互いの立場の違いを認め、理解し合おうとすれば、理解できるまでには至らないでも、少なくとも認めることまではできる。

だから、栃木県行政書士会について思うことも、単に多数決の論理でなく､納得できない人がいれば、納得できないまでも認めることができるくらいまで良く話合い、決定・実行するように努めていくべきだと思っている。

多分、私のこれからの貢献とは、これからの世代の人たちの為に、何を残せるか、何を橋渡しできるのかであり、残された人生をたくさんの感謝と恩返し、反省、償いの気持ちで生きていこうと思う。私はこれからも、これまでの活動を継続していく。

ゴールはない。

業務特集

遺産分割協議書の作成

足利支部
堀越　功

１．遺産の協議分割とは

遺産の協議分割は、相続人全員の意思により遺産を分割する手続です。

遺産を分割するには、相続人全員が一同に会して話し合いにより、「誰が」「何を」「どれだけ」貰うか決定をする方法が、一番良い分割協議ができます。

しかし、遺産分割において相続人の全員が集まって話し合うということは、相続人が多い場合や、遠方に住んでいる場合、相続人同士の意見の違い、兄弟姉妹の仲違いなどにより、実際には、なかなか困難なことがあります。

遺産分割の方法は、相続人の自由ですから、電話や手紙などの通信により話しを進め、遺産分割協議文書（案）を作って持ち回りによっていることが多いようです。

遺産分割に関して相続人の間で合意が成立した場合、協議の内容を明らかにするため「遺産分割協議書」を作成し、相続人全員が署名・押印します。

この遺産分割協議書は、契約書と同様に、遺産分割の協議が成立したことの証明になります。

２．遺産分割協議書の作成

遺産分割協議書の作成は、相続における行政書士の主要な業務となりますからしっかりと知識として蓄えておきましょう。模範例を示しますと、次のとおり記載をします。

①　「遺産分割協議書」と表題を記載します。

②　被相続人の最終住所地、氏名、死亡年月日を、記載します。

これらの事項は、除籍謄本や住民票と同じ記載にします。

③　本文説明見出し文

被相続人〇〇〇〇の遺産について、同人の相続人全員で分割協議を行った結果、各相続人がそれぞれ次のとおり遺産を分割し取得することに決定した。

④　相続人各々が取得する財産を記載します。

一　相続人　足利花子が取得する財産

(1) 栃木県足利市〇〇町１番１号　宅地２００㎡

(2) 栃木県足利市〇〇町１番地１号　家屋木造瓦葺２階建て　家屋番号　０００番

(3) 栃木銀行〇〇支店　定期預金　口座番号　０００１２３　金3,０００,０００円

：

：

(8) 栃木銀行〇〇支店
借入金1,０００,０００円

二　相続人　足利太郎が取得する財産
（各相続人別に取得した分割内容を記載します）

⑤　上記のとおり、相続人全員による遺産分割の協議が成立したので、これを証するため本書を作成し、次に各相続人が自署押印する。と記載します。

⑥　協議が成立した「　　年　月　日」を記載します。

例、　「平成２１年６月２５日」

⑦　次に、全相続人の住所、氏名を記載し押印します。

相続人の住所は、住民票どおりに記載します。

相続人の氏名は、本人が黒ボールペン等で署名します。

相続人の印は、印鑑登録した実印を押します。

⑧　分割協議書が１枚の用紙で書き切れない場合は、各用紙の綴り合わせに全相続人の契印を押印します。

３．遺産分割協議書の作成手続注意

①　誰がどの遺産を取得するのかを明記します。

遺産については、その確定すべき証明書等の書類を取り揃えます。

相続人が取得すべき遺産については、それ

を特定することができる事項を詳細に記載します。特に、遺産の中に不動産がある場合は、この遺産分割協議書は相続による取得登記をする「相続を証する書面」となります。従って、不動産については、その種類（土地、家屋等）所在地、面積を記載します。

土地の所在地を記載する場合は、栃木県足利市〇〇町１番１号と記載します。

家屋の所在地を記載する場合は、栃木県足利市〇〇町１番地１号と記載します。

土地と家屋では、「番」と「番地」の違いがあります。登記事項証明書(登記簿謄本)により正確に記載します。また、市町村役場から取り寄せた固定資産評価証明書と確認します。

相続人が複数の場合は、誰がどの遺産を取得したか詳細に記載をしておきます。

ただし、一人の相続人が全遺産を取得するような場合は、「すべての遺産」という文言で足り、個々の遺産を特定、列挙する必要はありません。

債務の承継およびその範囲についても記載をしておきます。

② 協議による話し合いの日以後に相続財産が、発見された場合、誰にどう分配するか等についても決めておき、別紙にその旨メモして置くことが望ましい。

③ 協議書の本文および相続人の住所までは、誰が書いても良いとされていますから、行政書士が記載作成する場合は、ワープロが用いられています。

④ 相続人の住所は、住民票や印鑑証明書に記載されているとおりに記載します。

⑤ 相続人の氏名は、本人が黒ボールペンで書き（署名）、印鑑は実印を押印し、印鑑証明書は全員添付しておきます。これは、印鑑証明書と同一であり、本人の意思に基づくものであることの証明になります。

また、登記の際に「相続を証する書面」として使用するため、必要なことです。

⑥ 「相続放棄」の手続をしない人で、財産を貰わなかった人についても、氏名を記入し実印を押印した上、印鑑証明書を添付しておきます。

⑦ 印鑑はきれいに重ならないように押します。

⑧ 遺産分割協議書は、登記以外に、相続税の申告や被相続人名義の財産の名義書換等にも必要となりますから、あらかじめ必要と思われる部数を作成しておきます。

⑨ 銀行、証券会社などによっては、預金、株券等の名義変更には専用の用紙があり、この遺産分割協議書の他に専用の用紙に記載し、相続人全員の実印による押印を要求される場合が有ります。

⑩ 遺産分割協議書は、諸々の関係官公署用以外に各相続人が１通ずつ所持できる部数を作成しておくことが望ましい。

⑪ 遺産分割協議書が作成され、不動産の登記、預金等の名義変更が行われた後に、遺産分割のやり直しをすると、贈与が有ったと見なされて「贈与税」が課税されます。当初の遺産分割を慎重に行うように注意をして下さい。

⑫ 相続人の間で仲違いがあり紛争になっている場合や財産分けの話し合いがこじれ協議がスムースにいかなかった場合には、協議のむし返しを防ぐために、財産の分割に至った過程などをメモ書きして後日のために保存しておくのも良いでしょう。

⑬ 不動産などの登記を要する遺産につきましては、相続人による共有はなるべく避けてきっちりと分割をすることがよろしいかと存じます。

⑭ 登記用の遺産分割協議書は、法務局において補正などのことを考えますと捨印を押印して置く事がよろしいかと存じます。

⑮ 用紙が何枚かになりますときは、綴り込みには契印を全員がします。

相続人全員による遺産分割協議書の例

遺産分割協議書

栃木県足利市〇〇町×××番地
被相続人　足　利　一　郎
平成２１年　１月１２日死亡

被相続人　足　利　一　郎　の遺産については、同人の相続人の全員において分割協議を行った結果、各相続人がそれぞれ次のとおり遺産を分割し、取得することに決定した。

一、相続人　足　利　花　子　が取得する財産
（１）栃木県足利市〇〇町×××番地
宅地　　２００．２５㎡
（２）栃木県足利市〇〇町字宮ノ上１２３番１
宅地　　５０５．１２㎡
（３）栃木県足利市△△町字坂ノ下４５６番２
畑　　５５５．５５㎡
（４）栃木県足利市△△町字坂ノ上１５００番７
山林　　１，１２０㎡
（５）栃木県足利市〇〇町×××番地　　家屋番号×××番
居宅、木造瓦葺２階建　　床面積　１階　　８０．４０㎡
２階　　２５．２５㎡
（６）栃木県足利市〇〇町×××番地　　家屋番号×××番２
物置、木造スレート葺１階建　　床面積　　３３．３３㎡
（７）足利銀行〇〇〇支店　普通預金　口座番号　000123　　117,117 円
（８）足利銀行〇〇〇支店　定期預金　口座番号　001234　　8,000,000 円
（９）　現　金　　596,300 円
(10) その他全ての財産

二、相続人　足　利　太　郎　が取得する財産

（１）〇〇〇〇株式会社　　株式　1,000 株
（２）足利銀行〇〇〇支店　定期預金　口座番号　002345　　金 2,000,000 円
（３）電話加入権　　0284（71）局 12345

三、相続人　栃　木　さくら　が取得する財産
（１）東京銀行〇〇〇支店　定期預金　口座番号　054321　　金 3,000,000 円

四、相続人　足　利　花　子　は、次の債務を承継する。

（１）足利銀行○○○支店からの借入金

住宅建設用証書　口座番号　12345　　金 5,500,000 円

（２）租税公課の未払金

足利市への固定資産税　　平成１５年度　　金　255,000 円

上記のとおり相続人全員による遺産分割の協議が成立したので、これを証するため本書を作成し次に各自署名押印する。

平成２１年　６月１５日

栃木県足利市○○町×××番地

（足　利　花　子）

相続人　　(印)

栃木県足利市○○町×××番地

（足　利　太　郎）

相続人　　(印)

群馬県太田市×××町１丁目２３番地

（栃　木　さくら）

相続人　　(印)

※　遺産分割協議書は、作成後に次の事項について確認します。

①　被相続人の住所、氏名、死亡年月日は、除籍謄本の住所等と一致していますか。

②　相続人の確認

相続人の住所は、住民票と印鑑証明書の住所と一致していますか。

相続人の氏名は、本人が黒ボールペン等で署名しましたか。

相続人の（署名の後ろに）押印した印鑑（実印）は、印鑑証明書と同じものですか。

③　協議書の用紙が数枚になる場合は、用紙と用紙を綴じ、ページ間の割印をします。

④　不動産の内容は、法務局の登記事項証明書および固定資産評価証明書と同じく正しく記載されていますか。また、その他資産についても正しく記載されていますか。

⑤　捨印は押してありますか。

栃木県行政書士会カレンダー（９月）

日		予　　定	時　　間	主　　催
1	火	総務部会 選挙管理委員会との合同会議	10:30～	総務部
2	水	足利市市民相談室行政書類（遺言など） （於：足利市役所１Ｆ市民相談室）	13:00～16:00	足利支部
4	金	登録説明会	10:00～	総務部
7	月	三士会	15:30～	制度推進部
8	火	編集会議	13:30～	広報部
9	水	ＴＩＡ相談会	10:00～	総務部
		外国人在留資格相談室 （於：足利市生涯学習センター会議室）	13:30～16:30	足利支部
10	木	成年後見研修会初級第１回・第２回	10:00～	業務開発部
13	日	行政書士無料相談 （於：イオンショッピングセンター那須塩原店）	10:00～15:00	那須支部
14	月	行政書士無料相談 （於：宇都宮市役所２Ｆ市民相談コーナー）	10:00～15:00	宇都宮支部
15	火	支部長会	13:30～	
16	水	登録説明会	10:00～	総務部
17	木	申請取次実務者懇談会	13:30～	業務研修部
20	日	行政書士無料相談 （於：東部　大田原店）	10:00～15:00	那須支部
24	木	成年後見研修会初級第３回・第４回	10:00～	業務開発部
26	土	那須支部日帰り親睦旅行　福島いわき方面 （塩谷崎灯台、いわき・ら・らミュウ、アクアマリン福島）		那須支部
28	月	宇都宮市国際交流協会無料相談会 （於：うつのみや表参道スクエア５Ｆ国際交流プラザ）	15:00～17:00	宇都宮支部
29	火	行政書士基礎講座　第２回 内容証明郵便	13:30～	業務研修部

他会の動きダイジェスト

・岡山商科大学と提携した平成２１年度（第６期）法学研修講座 「職業倫理を考える－生命倫理と法を通して」開講	岡山会
・学術交流事業　神戸学院大学大学院法学研究科における行政書士のための司法研修講座開催	兵庫会
・特定非営利活動法人かしわざき成年後見センター設立	新潟会
・(財)名古屋国際センター国際・私法部共催　外国人向け無料相談会実施	愛知会

日行連だより

日行連理事会が開催

７月２２日（水）１３：３０～翌日の２３日（木）正午まで、日行連は理事会を開催した。北山会長は所信表明（主に前執行部の諸問題と平成２１年度事業執行の基本的考えについて）のあいさつをし議案審議に入った。

＜議案審議＞

第１号議案　専務理事及び常任理事の承認

専務理事：中西　豊（東京会）、梅林真五（福岡会）

常任理事：怡土利光（宮城会）、田後隆二（神奈川会）、相羽利子（新潟会）、伊藤庄吉（三重会）、野崎清好（富山会）、對馬久子（広島会）、篠森和雄（愛媛会）

第２号議案　顧問の委嘱　　糠谷秀剛（弁護士）

第３号議案　相談役の委嘱

深貝　亨（北海道会）、柴田長治郎（秋田会）、渡辺裕之（福島会）、真達　格（神奈川会）、浅野吉知（栃木会）、小林達雄（長野会）、湯澤廣雄（長野会）、後藤　佐（静岡会）、宮本達夫（静岡会）、朝倉征之（愛知会）、桑原一男（岐阜会）、茅野勇平（石川会）岩本文夫（岡山会）、大西清孝（徳島会）、工藤雄一郎（熊本会）

第４号議案　日本行政書士会連合会会則施行規則の一部改正（法規部を法規観察部に名称を変更する件、他）

第５号議案　日本行政書士会連合会コンプライアンス推進委員会設置規則の廃止（理由：所期の目的を達成した）

第６号議案　日本行政書士会連合会犯罪収益移転防止法ガイドライン検討特別委員会設置規則の廃止（理由：所期の目的を達成した）

第７号議案　行政書士法改正要望項目（追加項目：官民からの業務委託）

第８号議案　各部･委員会等の構成員の承認

第９号議案　平成２１年度各部･委員会事業の具体的推進（各部･委員会に分かれて執行計画を協議し理事会に報告）

いずれの議案も原案通り可決承認された。

＜報告事項＞

(1) 基本方針について（会議運営及び決裁手続きに関する基本方針）
(2) 財団法人試験研究センター理事、評議委員及びあり方委員会委員の推薦について
(3) 最高裁判所による執行官の募集について（栃木会ＨＰに掲載）
(4) 中央研修所による新入会員研修について

（日行連理事　前沢真一）

表札頒布についてのお知らせ

会員向けに表札の頒布を致します。行政書士法施行細則第２条の１４の通り、事務所には表札を掲示することとなっておりますので、掲示されていない方はこれを機会にお申込み下さい。

様　式：３ミリ厚プラ板（白）に黒文字で「栃木県行政書士会会員」と「（事務所名）」が入ります。

※事務所名は日行連に登録されている名称に限ります。

大きさ：１００ミリ×４５０ミリ（タテ型、ヨコ型選択可）。

料　金：１枚　２，８００円（郵送希望の場合、別途送料がかかります）。

☆申込みご希望の方は、事務局宛に電話で「表札申込書」をご請求下さい（随時受付）。

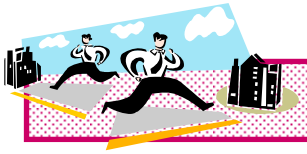

会員事務所訪問コーナー　おじゃましま～す！

氏　名　高 山　久（たかやま　ひさし）
事務所　下野市石橋２４０－２
入　会　平成２０年４月１５日

国道４号線を折れ、石橋駅とのちょうどまん中辺り、洒落た商店街の一角。かんぴょう屋さんの並びにある高山久先生の事務所を訪問しました。

「え？」「あれぇ？」その大きな看板は高山高平商店とあるので「かんぴょう屋さんですか？」と聞いてみました。「はい、かんぴょう屋です。」とおっしゃる。

そういえば、石橋はかんぴょう屋さんが多いのですよね。地元の名産品に出会ったようで、嬉しさがこみ上げて来ます。

事務所は天じょうに大きな柱がむきだしで通り、力強く素朴で美しい。店の一部だったのかな。作業場を改造したのかしら。倉庫かなと勝手に想像してしまいます。

さて、行政書士はどんなイメージでしたか？

イメージも何も…。見たことも会ったこともない職業だったのです。

それが一変。突然行政書士になったワケは？

私はかんぴょう問屋の三代目で、今後もかんぴょうだけを扱っていくことに将来の不安を感じていたのです。

何か新たに挑戦したいと考えた時、大学が法学部だったので「行政書士」が目に飛び込んだのです。

入会して一年余りですが、お仕事は？

遺言・相続がメインになっています。

ちょうど一年前は、名刺を持って町内中を挨拶してまわりました。子供の頃から顔見知りの、上の世代のかたたちから、大いに励まされました。

同業のかんぴょう屋の紹介で行った先が、なんと、中学の同級生宅だったり、銀行から紹介されて行ってみると、昔の知人だったりして、ビックリの連続です。

人とのつながりから、その先へつながって、ありがたい限りです。

今、考えていることは？

なんと言っても、経験を積みたいです。自分が、今出した「答え」より、もしかしたら「もっと良い答え」があるのかも知れないと、フト思ったりします。知ったかぶりはしないと決めています。

ご趣味は？

テニスです。いやいや・・・その後のビールが楽しみです。ハハハ…

高校時代からテニスですか？

いえ、高校時代は剣道でした。（二段ですって…格好良い！）

入会された頃から、高山先生の威風堂々、しかも暖かいお人柄を遠くから拝見していて、いったい「どういうお方なのか？」と不思議に思っておりました。が、今回の訪問でよ～く理解できました。

益々のご活躍を期待しています。

ど～もおじゃましました。

（広報部　山本昭子）

新入会員必見！

行政書士相談センター を開設します

特集

会長　住 吉　和 夫

栃木県行政書士会は、行政書士制度普及のため平成２１年９月１日、**行政書士相談センター**を開設します。相談の回答は、事実証明及び権利義務業務と許認可業務を分担して行います。事実証明及び権利義務業務は**「契約」「相続、遺言」「成年後見」**が基本となります。権利義務及び事実証明業務は国民全部に関係するものですから、会員はこれらを完全に理解する必要があります。

特に新入会員は最初に行政書士基本業務として研究してください。この基本業務の相談回答は**入会５年未満の会員に優先担当**していただきます。行政書士になったからには、この基本業務を理解しなければ行政書士として前に進む事は出来ません。難しい行政書士試験に合格をし、又長いこと行政職を経験して行政書士になられた皆さんは、試験講座の宣伝文による「行政書士業務は簡単なものから極めて高度な物まで数多くある」を頼りに行政書士になったと思います。しかし、難関な行政書士試験に合格し行政書士になれても、行政書士事務所の経営は出来ません。行政書士事務所は**経営手腕が必要**だからです。顧客が無ければ、事務所の経営は成り立ちません。行政書士業務は勉強し研究すればよいのですが、顧客獲得は人間関係ですから、いくら勉強しても経験をしなければ会得する事は出来ません。この**新入会員に事務所経営を指導するには相談センターの相談回答指導が最適**のため、相談センターを立ち上げたのです。

とかく勉強家は営業が苦手なものですが、これを会得しなければ、行政書士事務所は成り立ちません。辛くても頑張ってください。書士会が設置した相談センターの回答が出来なければ、貴方は行政書士の資格はありません。行政書士は単なるお金儲けのためにある制度ではないのです。貴方を行政書士にするために国は多大の負担をしている事を認識してください。行政書士は人生の指導者となって社会のために貢献をして、御礼（報酬）をいただくのです。是非行政書士法第１条をもう一度熟読して下さい。

行政書士相談センター参加者の声

■私はこれまでいろいろな方にお会いして開業のご挨拶をさせていただきましたが、「行政書士って何ができるの？」「土地の登記はできるの？」という反応がほとんどで、行政書士の仕事について知っている方があまりにも少ないことを残念に思っていました。

また、高齢者の方がちょっとした法律知識がなかったばかりにトラブルに巻き込まれ、大切な財産を失ってしまったというような話を聞く度に、日常生活のお困り事をいつでも気軽に相談できる所があれば、こういうトラブルを未然に防ぐことができたのではないかという思いにかられていました。

行政書士相談センターについては、行政書士制度の認知度を高めるためにも、また、法的トラブルを未然に防ぐ役割を担う社会貢献事業としても、大いに期待しています。新人の私が回答者としてどれほどお役に立てるかはわかりませんが、市民の方々の信頼を得られるよう頑張りたいと思います。

（薄井君子会員）

■新米行政書士の私の事務所にも、相続等様々な内容の相談が寄せられます。どこに相談したらいいのかわからない、というのがお客様の実情から、相談機関のニーズの高さを感じていましたので、相談センターの設置は大変嬉しく思います。相談者の話に耳を傾けることにより、業務の知識をさらに深めると共に、行政書士の地位向上にも繋げていきたいと思います。

（塩田陽子会員）

■新入会員にとって、お客様を見つけるのは大変なことと感じています。でも、お客様を見つけないことには何事も始まりません。私達は、お客様と接することで多くの事が得られると思います。お客様が抱えている問題を知ることで、私達はどんな知識を習得すべきかが分かります。又、具体的な問題に取り組む事で、私達の知識は深まり、能力は高められます。お客様と接する一つの場が与えられる行政書士相談センターには期待しています。私は電話での相談は初めてのことですが、相談業務の技量を向上させながら、相談者の問題が解決に向かうように頑張りたいと思います。

（国乗正夫会員）

■行政書士は、お客様の相談に親身に乗ることで能力が上がると思います。無料相談に寄せられる相談は、自分が取り扱った案件以外のものがほとんどだと思いますが、そのような案件に対して、必死になって調べ、勉強して回答することで、自分の能力を向上させたいと思います。

（齋藤丈威会員）

■会員入会４年目、事件処理の難しさを知り、自己啓発、自己研鑽に努め、少しでも社会貢献ができればと思っております。

（生田目安夫会員）

行政書士相談センター～基本業務～　電話回答者の募集

制度推進部

栃木県行政書士会では平成２１年９月１日より、電話による行政書士無料相談を開始します。

行政書士相談センター　☎０２８－６３８－０９１９（丸くいく）

開始にあたり、回答協力者を募集します。（→申込書は「行政とちぎ７月号」Ｐ６を利用）

回答方法は、下記のとおりです。

１．行政書士相談センターへの電話は事務局が受けます。
２．事務局で相談内容・住所地・電話番号をお聞きします。
３．事務局から相談者住所地の相談員に、電話番号、相談内容等をお知らせしますので、相談員は直接電話をして相談を受けてください。

回答者は原則新入会員で業務に余裕のある方にお願いいたします。相続、遺言、契約等の国民のみなさんが等しく必要とする行政書士基本業務を担当していただきます。回答講習会を開催いたしますので、皆さんの知識向上にも役立ててください。

参考：行政書士相談センターでは、基本業務（相続、遺言、契約）以外の専門業務についても、回答者を募集しております。応募される方は、「行政とちぎ７月号」Ｐ６の「相談センター電話回答者」に○をつけ、希望業務名をご記入のうえ、事務局宛にＦＡＸをお願いします。

平成２１年度　行政書士試験要項（抜粋）

１．試験概要

(1)試験日及び時間

平成２１年１１月８日（日）午後１時～午後４時

※入室：正午より可

※受験上の注意等の説明：午後０時３０分

(2)試験の科目及び方法　　※筆記試験

試験科目	内　容　等
行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数４６題）択一式及び記述式（４０字程度）	憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については平成２１年４月１日現在施行されている法令に関して出題。
行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数１４題）択一式	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

(3)試験場所

宇都宮大学峰キャンパス（栃木県宇都宮市峰町350）

２．受験申込み手続き

(1)郵送による受験申込み

①受付期間　平成２１年８月３日（月）～９月４日（金）

②受付場所

（財）行政書士試験研究センター

受験願書と一緒に配布する封筒により、郵便局の窓口で「簡易書留郵便」で郵送してください。

９月４日の消印があるものまで受け付けます。

③提出書類

受験願書一式

④受験手数料

７，０００円

受験願書の受付期間内に、必ず所定の払込用紙により、郵便局の窓口で払い込んでください。

⑤受験願書の配布場所及び配布期間

【配布場所】

・（財）行政書士試験研究センター

・栃木県経営管理部文書学事課
（宇都宮市塙田１－１－20 栃木県庁舎本館内）

・栃木県広報課県民プラザ室
（宇都宮市塙田１－１－20 栃木県庁舎本館内）

・栃木県上都賀県民相談室
（鹿沼市今宮町1664－1 栃木県庁上都賀庁舎内）

・栃木県芳賀県民相談室
（真岡市荒町5197 栃木県庁芳賀庁舎内）

・栃木県県南県民センター
（栃木市神田町６－６　栃木県庁下都賀庁舎内）

・栃木県安蘇県民相談室
（佐野市堀米町607 栃木県庁安蘇庁舎内）

・栃木県足利県民相談室
（足利市伊勢町４－19 栃木県庁足利庁舎内）

・栃木県小山県民相談室
（小山市犬塚３－１－１ 栃木県庁小山庁舎内）

・栃木県県北県民センター
（大田原市中央１－９－９ 栃木県庁那須庁舎内）

・栃木県塩谷県民相談室
（矢板市鹿島町20－22 栃木県庁塩谷庁舎内）

・栃木県南那須県民相談室
（那須烏山市中央１－６－92 栃木県庁南那須庁舎内）

・栃木県行政書士会
（宇都宮市西一の沢町１－22 栃木県行政書士会館）

【配布期間】

平成２１年８月３日（月）～９月４日（金）

(2)インターネットによる受験申込み

①受付期間　平成２１年８月３日（月）～９月１日（火）

財団法人行政書士試験研究センターのホームページからインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項をもれなく入力して下さい。

注）本人名義のクレジットカードが必要です。

※都道府県庁、行政書士会等での受付は行いません。

３．受験票の交付

受験票は、平成２１年１０月中旬に発送します。

試験当日試験場に必ず持参してください。

４．試験結果の発表と通知

試験結果は、平成２２年１月２５日（月）午前９時から、合格者の受験番号を財団法人行政書士試験研究センター事務所の掲示板に公示（掲示）します。公示後、受験者には全員に合否通知書を郵送します。

また、財団法人行政書士試験研究センターのホームページに合格者の受験番号を登載します。

合格者には、平成２２年２月末日までに合格証を発送します。

５．特例措置の実施

(1)身体の機能に障害のある方で特別措置を希望される方には、障害の状況により必要な措置（点字試験を含む）を講ずることがあります。

(2)特例措置を希望される方は、受験申込みに先立って、必ず財団法人行政書士試験研究センターまでご相談ください。事前に財団法人行政書士試験研究センターに連絡なく、直接試験場に来られた場合には対応いたしかねますのでご注意ください。

６．連絡先（問い合わせ先）

財団法人　行政書士試験研究センター
所在地　〒１００－００１２
　東京都千代田区日比谷公園１－３　市政会館１階
電話番号（試験専用）　０３－５２５１－５６００
ホームページＵＲＬ　http://gyosei-shiken.or.jp/

本ページは抜粋です。「郵送による受験申込み」の手続きをされる方は、必ず試験案内・受験願書をお取り寄せいただき、全文をご覧くださるようお願いいたします。

平成２１年度行政書士試験監督員の募集について

栃木県行政書士会では、平成２１年１１月８日（日）に宇都宮大学峰キャンパスで行なわれる行政書士試験の試験監督員を募集いたします。

ご協力頂ける会員の方は、申込書に支部名、氏名を記入し、説明会参加日のどちらかに丸をつけて、お申し込み下さい。

昨今、全国の試験場で監督員の態度が問題視されています。受験者の将来を左右する試験でもありますので、厳粛な態度で臨んで下さい。

なお、下記説明会及び試験当日に必ず出席できる方に限ります。

【説 明 会】１０月２６日（月）　ＰＭ３：００～５：００
　　１０月２９日（木）　ＰＭ３：００～５：００
　　（両日とも同じ内容です。いずれかご都合の良い日をお選び下さい。）
【申込方法】FAX（事務局：０２８－６３５－１４１０）
【締め切り】９月１８日（金）
【旅費日当】説明会、試験当日合わせて￥２６，０００～￥２８，０００
【募集人数】５０名
※ 応募者多数の場合は抽選とさせて頂きますことご了承下さい。

---------- 試験監督員申込書 ----------

平成２１年　　月　　日

支　部		氏　名	
説明会 参加日	１０／２６　　・１０／２９　　←いずれかに○		

支局かわら版

「共に生きる」
～栃木県人権研究集会から～

宇都宮支部

“派遣切り”が社会問題となったのは昨秋。若者に限らず、多くの人が職を追われ、生活の糧を失った。こうした不安漂う社会状況の中、あらためて人権を考える集い、「第６回栃木県人権研究集会」（実行委員会主催。栃木県・宇都宮市他・県市町教育委員会共催）が、７月１８日、「とちぎ健康の森」で開催され、行政職員など４００人余が参加した。

以下は、第４分科会「外国人市民と人権」を企画・運営した宇都宮支部・深見史会員の報告。

この集会の実行委員になって分科会を担当するのは３度目。

今年は、「外国人市民と人権～お隣さんは外国人～」と題して、栃木県と宇都宮市のそれぞれの外国人相談事業担当者と、「移住労働者と連帯する全国ネットワーク」事務局長をパネリストに迎えた。

ニューカマーと呼ばれる外国人が滞日し、働き、子どもを生み育て、定住し、地域で生活している姿は、今では日常的な風景となっている。外国人を「見かけること」は、長い鎖国の歴史を持つ日本であっても、さすがに「あっガイジンだ！アメリカ人だ！」と言うほど牧歌的・非日常的なことではなくなった。これは実は、長い間自らを「単一民族国家」と誤認してきた日本社会を根底から揺るがすほどの激甚な変化なのだ。

好むと好まざるにかかわらず、現実として「多民族多文化社会」となった日本で、他文化に慣れない歴史を持つ私たちは何を考え、何を準備するべきだろうか。

当分科会では、様々な事情を抱える外国人隣人に対して日々具体的な相談・支援を行っているパネリストからお話を伺った。

結論から言えば、外国人問題とは、外国人に限らず「他者」はすなわち異文化であるということを確認すること、他者との出会い方・関わり方を知る、ということに他ならない。「外国人問題」と出会う、ということは、「この世界」に生きる人間関係について改めて考えはじめる、ということと同じ意味なのだ。

入管・国際業務という、世界の窓口に接する業務を担う行政書士は、直接この新しい仲間たちのために働くことができる。異文化と接し、多様な価値観を知ることができる立場にいる私たちこそ、多民族多文化社会を広く展望しなければならないだろう。

交流の輪を広げ、情報網を豊富にすることで、変化する社会に対してしっかりとした立ち位置を持ちたい、とつくづく考えた分科会であった。

会員の参加・ご協力に深く感謝したい。

（宇都宮支部　深見史）

私ごとですが、４月から宇都宮支局長を担当する事になりました。何をどう書いていいのか、試行錯誤の日々です。

今回の支局かわら版では、先輩の深見史先生の力をお借りし、紙面を埋めることができました。ありがとうございました。

（支局長　遠藤美代子）

今年もいよいよ夏本番！暑い季節がやってきました。今年５歳になった娘も毎日真っ黒に日焼けして、夏を満喫しているようです。

先日、茨城県にある砂沼サンビーチへ姉の家族と一緒に行ってきました。小山から車で約５０分、比較的近く手頃なファミリープールで、みんなのお気に入りです。

しかし、３０代後半の私にとって一番の悩みは、「日に焼けること」。日焼け止めを塗り、化粧も万全にして、しぶしぶ子供に付き合いプールに入っていきました。波のプール、流れるプール、スライダー、子供のためといいながらいつのまにか自分自身が思い切り楽しみ、気づいてみたら背中は真っ赤、肩はヒリヒリ、思わず笑ってしまいました。

帰りに、遠い親戚のおばあちゃんが近くの湖南病院に入院しているので、みんなで寄っていこうかと話していたのですが、疲れているせいもありそのまま家に帰ってきました。

その３日後、おばあちゃんの訃報が届きました。９９歳、もうすぐ１００歳の誕生日だったのに。１年前くらいまで元気に庭の草むしりをし、野菜をたくさん作ってみんなに分けてくれました。明治、大正、昭和、平成と一世紀にわたり激動の時代を生き抜いてきたおばあちゃん。享年１００歳、本当にお疲れさまでした。

とにかく今年の夏は忙しく、来週は那須にて５家族総勢２０名でキャンプ、再来週は毎年主人や父が神輿をかつぐお祭りや花火大会、娘が初めて一人で参加する２泊３日のキャンプもあります。なんだかワクワク楽しみです。子供に関われる時期もあと少し。後悔することのないよう仕事の手を少し休めて、娘のために時間を作りたいと思う今日このごろです。

まだまだ暑い夏が続き、麦酒もおいしい季節です。みなさん体調管理に留意し、大人の夏をenjoy しましょう。家族サービスも忘れずに！

（小山支局長　作道みゆき）

支 局 情 報

【那　須】

那須支部役員会開催

７月３日、那須塩原市「遊山」において、平成２１年度那須支部第２回役員会が開催されました。「支部会員親睦旅行」「支部研修会」「三士会及び無料相談会」等について協議され、以下の通り決定致しました。

○支部会員親睦旅行について

福島いわき方面（塩谷崎灯台、いわき・ら・ら・ミュウ、アクアマリン福島）

○支部研修会について

本年度も、昨年度に引き続き、「土地利用に関わる許認可申請実務」「相続事例研究」及び那須支部の地域性と深く関係するようなテーマで合計３回の研修会が開催されることとなりました。また、本年度からは、他支部からでも、希望する方には那須支部研修会への参加が可能になりました。

○無料相談会について

昨年度は、那須支部で合計８回の無料相談会が行われましたが、相談者数も増加していることから、本年度は、那須塩原市３回、那須町２回、大田原市３回、合計８回の相談会を行うこととなりました。昨年度から、大田原市での相談会会場に、新たに勤労者総合福祉センターも加わりました。また、本年は、那須塩原市で開催される相談会会場に、イオンショッピングセンターも加わりました。

その他についても、活発な意見交換が行われました。親睦旅行や支部研修会、無料相談会は、会員相互の情報交換の場ともなり、各会員のスキルアップや業務拡大を図れ、支部全体においても、活性化につながっていくことでしょう。

（支局長　冨田倫子）

平成 21 年度　研修会日程表

すべて、栃木県行政書士会館２階で開催します。

詳細と申込書については、研修会開催月の 1～２ヶ月前の行政とちぎに掲載いたします。

研修No.	研　修　名	開催日時	申込〆切※1	申込書掲載号	受講対象※2	テキスト※3	試験有無	受講代金
1	行政書士基礎講座　第１回 **(1)電話相談の受け方**	H21. 8/18(火) 13:30～	H21 8/10	7	会	－	－	無料
2	成年後見研修会　初級　第１回 **後見業務倫理**	H21. 9/10(木) 10:00～	9/3	8	会	－	－	500
3	成年後見研修会　初級　第２回 **高齢社会について**	H21. 9/10(木) 13:30～	9/3	8	会	－	－	500
4	**申請取次実務者懇談会**	H21. 9/17(木) 13:30～	9/9	8	詳細参照	－	－	500
5	成年後見研修会　初級　第３回 **後見全般**	H21. 9/24(木) 10:00～	9/17	8	会	－	－	500
6	成年後見研修会　初級　第４回 **後見人の現場から**	H21. 9/24(木) 13:30～	9/17	8	会	－	－	500
7	行政書士基礎講座　第２回 **(2)内容証明郵便**	H21. 9/29(火) 13:30～	9/18	8	会	－	－	無料
8	成年後見研修会　初級　第５回 **遺言と公正証書**	H21.10/ 8(木) 10:00～	10/1		会	－	－	500
9	成年後見研修会　初級　第６回 **効果測定テスト**	H21.10/ 8(木) 13:30～	10/1		会	－	有	500
10	行政書士基礎講座　第３回 **(3)建設業**	H21.10/20(火) 13:30～	10/9		会	－	－	無料
11	成年後見研修会　中級　第１回 **成年後見倫理と法制度**	H21.11/12(木) 10:00～	11/5		会	－	－	500
12	成年後見研修会　中級　第２回 **介護保険制度、障害者自立支援法**	H21.11/12(木) 13:30～	11/5		会	－	－	500
13	行政書士基礎講座　第４回 **(4)都市計画法**	H21.11/17(火) 13:30～	11/10		会	－	－	無料
14	特別研修 **産業廃棄物（1 時限目～4 時限目）**	H21.11/19(木) 9:30～	11/11		会	－	有	500×4
15	成年後見研修会　中級　第３回 **身上監護のための知識**	H21.11/26(木) 10:00～	11/19		会	－	－	500
16	成年後見研修会　中級　第４回 **法定後見実務と事例研究**	H21.11/26(木) 13:30～	11/19		会	－	－	500
17	**・最新の電子定款申請をやってみよう！** **・ＰＣバックアッププランの紹介**	H21.12/ 2(水) 13:30～	11/27			－	－	500
18	行政書士基礎講座　第５回 **(5)農地法**	H21.12/22(火) 13:30～	12/16		会	－	－	無料
19	行政書士基礎講座　第６回 **(6)外国人登録**	H22. 1/19(火) 13:30～	H22 1/12		会	－	－	無料
20	**Jw_cad による図面の作り方**	H22. 2/ 1(月) 13:30～	1/27			－	－	500

→次ページへ続く

※１　右欄は申込書を掲載してある行政とちぎの号を記載しています。
　　申込みの際は、掲載されている号の申込書を利用して、お申込み下さい。

※２　「会」・・・会員のみ参加可。空白・・・会員、補助者、事務員の方の参加が可。

※３　主催の部で用意する資料の他にご購入頂くテキストのことです。

研修No.	研　修　名	開催日時	申込〆切 申込書掲載号		受講対象 ※1	テキスト ※2	試験有無	受講代金
21	行政書士基礎講座　第７回 **(7)産廃**	H22. 2/16(火) 13:30～	2/9		会	―	―	無料
22	全国研修会（旧伝達研修会） **内容未定**	H22. 2/18(木) 13:30～	2/10		会	―	―	500
23	行政書士基礎講座　第８回 **(8)風営法**	H22. 3/16(火) 13:30～	3/9		会	―	―	無料
24	法定業務研修（２日間） **「遺言・相続・遺産分割」**	未定 （年度内予定）	―		会	1,050	有	500×2

研修詳細

成年後見研修会　初級

業務開発部主催

○研修項目および講師

第１回　9/10(木)10:00～　後見業務倫理（行政書士会会長）　※昼食申込要（希望者）

第２回　9/10(木)13:30～　高齢社会について（栃木県高齢対策課）

第３回　9/24(木)10:00～　後見全般（業務開発部）　※昼食申込要（希望者）

第４回　9/24(木)13:30～　後見人の現場から（ＮＰＯ法人フォレスト）

○参考テキスト　**※研修会当日に販売**

「成年後見」特定非営利活動法人神奈川成年後見サポートセンター著　¥2,500

参考書としても使える、実務に即した一般では非売の実務者必携書です。

○初級研修は、後見保険（賠償責任保険）加入資格研修会になります。

研修詳細

申請取次実務者懇談会

業務研修部主催

○対象者

・「申請取次行政書士」届出済で、入管業務を行っている本人(本人参加不可時は補助者１名)

・これから「申請取次行政書士」の申請をする予定の方

○テーマ

情報交換の場なのでテーマを特定せず、次のような事につき、実務者より生の声を聞きます。

・最近の入管事情　・実務者でも悩む事案の解決方法　・依頼者や相談者への対応方法

・行政書士が入管業務において犯罪に巻き込まれない為の認識と判断力について

・関連する国際業務や他の許認可との関連について　・添付資料の取扱い等について

研修詳細

行政書士基礎講座　第２回

○研修項目

内容証明郵便についての基礎的な内容の講義です。

業務研修部主催

募　集

研修会申込書

申込欄に〇を付けＦＡＸ願います。（ＦＡＸ：０２８－６３５－１４１０）

研修No.	研修名	申込〆切	申込	テキスト申込	昼食※
2	成年後見研修会　初級　第１回 **後見業務倫理**	9/3		－	
3	成年後見研修会　初級　第２回 **高齢社会について**	9/3		－	－
4	**申請取次実務者懇談会**	9/9		－	－
5	成年後見研修会　初級　第３回 **後見全般**	9/17		－	
6	成年後見研修会　初級　第４回 **後見人の現場から**	9/17		－	－
7	行政書士基礎講座　第２回 **(2)内容証明郵便**	9/18		－	－

※　昼食は 800 円のお弁当です。料金は当日頂きます。

支部名		氏　名	

事務局よりお知らせ

路線価図・評価倍率表が届きました

平成２１年度の栃木県内の
路線価図・評価倍率表です。
栃木県行政書士会館２階の
資料室で閲覧できます。

栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　　（平成 21 年 7 月 31 日現在）

	支部・氏名	入会年月日 登録年月日	郵便番号	事　務　所	電　話	備　考
	小　山 渡邉 佐一	H21. 7. 1	329-0111	下都賀郡野木町大字丸林 418-11	0280-57-0031	
	小　山 谷田部智子	H21. 7. 15	329-0511	下野市石橋 867-3	0285-52-2928	
	小　山 飯野　洋	H21. 7. 15	329-0502	下野市下古山 2328-2	0285-29-7561	
	宇 都 宮 岡部 邦栄	H21. 7. 15	320-0075	宇都宮市宝木本町 1140-200	028-666-3005	
	塩　那 鈴木 文男	H21. 7. 15	324-0513	那須郡那珂川町白久 670	0287-96-2723	
	宇 都 宮 阿久津 弘	H21. 7. 15	321-0973	宇都宮市岩曽町 1511-4	028-664-1234	

【退　会】

支　部	氏　名	退会年月日	備　考	支　部	氏　名	退会年月日	備　考
宇都宮	飯塚亮介	H21.7.2	廃　業				

【変　更】　　*市町村合併に伴う変更

支　部	氏　名	変更事項	変　更　内　容
芳　賀	長岡 辰夫	事 務 所*	真岡市高田 990
栃　木	篠木 一夫	T E L	0282-22-6611
小　山	青木 裕一	T E L	0285-32-8186

福利厚生旅行のお知らせ

総務部では、今年度の福利厚生旅行を下記の通り実施致します。

日　程：２１年１１月２８日(土)～２９(日)　１泊２日

行き先：房総半島（養老渓谷～小湊温泉(泊)～ローズマリー公園）

申込み案内書は９月中旬に送付致します。

編集後記

殆どが未経験者の新部員でスタートした広報部も、何とか諸先輩の敷かれたレールに乗って動き始めました。

皆様からのご指導や応援をいただきながら、軽やかに加速していけたらと願っております。

任期中は、私が表紙写真を担当させて頂く事になりましたので、読者の笑顔を想像しながら写真選びをしておりますが、なにとぞ寛大な心でご観賞下さいますようお願いします。

（広報部長　関　比佐江）

行政とちぎ８月号 No.392

発行人　栃木県行政書士会　会長　住吉和夫
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番 22 号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　http://www.gt9.or.jp/gyosei
編　集　広報部
定　価　250 円
印刷所　有限会社　高久印刷

表紙写真：広報部　関比佐江

（栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます）

行政とちぎ 2009.8
平成21年8月15日発行 第392号 栃木県行政書士会 〒320-0046 宇都宮市西一の沢町1番22号 TEL028(635)1411(代)

官公署に対する許認可業務　相続　遺言　成年後見

9月より電話無料相談開始（行政書士相談センター028-638-0919）

栃木県行政書士会